

令和7年度
障害福祉サービス事業者等
集団指導講習会
(共通編) ②

横須賀市民生局福祉こども部指導監査課

説明する項目

- 1 個別支援計画の作成について
- 2 利用者本人の意思に反した異性介助の防止について**
- 3 食事提供体制加算について
- 4 欠席時対応加算について
- 5 業務継続計画未策定減算について

2 利用者本人の意思に反した 異性介助の防止について

2 利用者本人の意思に反した異性介助の防止について

【基準省令】 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準

指定居宅介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。

(計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、自立生活援助、就労定着支援を除く全サービス)

2 利用者本人の意思に反した異性介助の防止について

解釈通知

本人の意思に反した異性介助がなされないよう、サービス提供責任者等がサービス提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めるべきものであること。

2 利用者本人の意思に反した異性介助の防止について

解釈通知

なお、把握した本人の意向については、サービス提供記録や面談記録等に記録するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保について、人員体制の見直し等を含め必要な検討を行った結果、人員体制の確保等の観点から十分に対応することが難しい場合には、その旨を利用者に対して丁寧に説明を行い、理解を得るよう努めること。

2 利用者本人の意思に反した異性介助の防止について

【基準省令】 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準

指定児童発達支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、通所給付決定保護者及び障害児に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

(障害児相談支援を除く全サービス)

2 利用者本人の意思に反した異性介助の防止について

解釈通知

本人の意思に反する異性介助がなされないよう、個々の障害児の年齢等に応じて、児童発達支援管理責任者等が支援の提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえた支援の提供体制の確保に努めるべきであること。

2 利用者本人の意思に反した異性介助の防止について

対応が困難な場合の事業所の対応として

人員体制等の確保が困難であることから、どうしても本人やご家族の意向に沿った対応ができない場合には、丁寧な説明を行い、理解を求める必要があります。

また、例えば、職員の突然の欠勤等により、異性介助を行わざるを得ないことになる場合には、その旨を利用者（利用児童）や保護者に対して説明をし、利用するか否かを確認するなど、丁寧な対応をお願いします。

2 利用者本人の意思に反した異性介助の防止について

障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き（令和6年7月）

（表－1）障害者福祉施設従事者等による障害者虐待類型（例）

心理的虐待

⑦その他著しい心理的外傷を与える言動

【具体的な例】

- ・ 本人の意思に反した異性介助を繰り返す。

2 利用者本人の意思に反した異性介助の防止について

利用者と従業者の個人的な連絡先交換の禁止について

利用者と従業者が連絡先を交換し、個人的なやり取りをしたことからトラブルにつながる案件が確認されています。

中にはセクシャルハラスメントと考えられるような案件もあり、過去には性的虐待として認定された例もあります。

また、個人的な相談を利用者から受け、その対応から業務以外の負担を抱えることにもつながります。

利用者対応は、従業者個人がするものではなく、事業所としてする必要があります。

2 利用者本人の意思に反した異性介助の防止について

利用者と従業者の個人的な連絡先交換の禁止について

利用者と従業者は、あくまでも仕事上でのつながりです。

利用者と従業者の個人的な連絡先の交換は禁止し、利用者と連絡をとる際には、従業者個人のメールアドレスやSNSアカウントを使用するのではなく、事業所のものを使用し、事業所としていつでも内容が確認できるようにしてください。

これらの対応は、結果として利用者と従業者を守ることにつながるということを理解していただき、あらためて事業所全体に周知徹底してください。